

第23号議案

文京区指定文化財の指定に係る諮問について

上記の議案を提出する。

平成29年6月1日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区文化財保護審議会会長 殿

文京区教育委員会

文京区指定文化財の指定について（諮問）

文京区文化財保護条例（平成4年3月文京区条例第28号）第4条に基づく文京区指定文化財の指定について、同条例第20条第1項の規定により、下記のとおり諮問します。

なお、区教育委員会への答申については、平成30年1月までにお願い申し上げます。

記

1 諮問事項

- (1) 文京区指定文化財に「付けたり」として未指定文化財を追加指定し、名称を変更することについて
- (2) 文京区指定文化財に未指定文化財を追加指定し、員数を変更することについて

2 文京区指定文化財に「付けたり」として未指定文化財を追加指定し、名称を変更することについて

2-1 追加先の指定文化財

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 名 称 | 徳川家宣胞衣塚 |
| (2) 員 数 | 1 基 |
| (3) 指定日 | 昭和 49 年 11 月 1 日 |
| (4) 区 分 | 有形民俗文化財 |
| (5) 所有者 | 根津神社 |
| (6) 所在地 | 根津一丁目 28 番 9 号 |
| (7) 概 要 | 【別紙 1】 |

2-2 「付けたり」として追加指定候補の未指定文化財

- | | |
|---------|--|
| (1) 資料名 | 胞衣塚碑 |
| (2) 員 数 | 1 基 |
| (3) 所有者 | 根津神社 |
| (4) 所在地 | 根津一丁目 28 番 9 号 |
| (5) 概 要 | 【大 き さ】 高さ 220.0 cm 幅 194.5 cm 厚さ 23.5 cm
【材 質】 安山岩
【形 態】 自然石型
【保存状態】 社殿前から現在地に近年移設 |

【年 代】明治 14 年（1881）在銘

【銘 文】（別紙 2）

2-3 諮問の趣旨

文京区指定文化財「徳川家宣胞衣塚」に関する歴史的資料は本資料のほか、わずかに『根津御宮記』（国立国会図書館所蔵、文久元年〈1861〉成立）のみである。明治 14 年在銘の本資料は、後世のものとはいえ「徳川家宣胞衣塚」の由緒を知ることができる唯一の現物資料であり、貴重である。したがって、本資料を「徳川家宣胞衣塚」の付けたりとして追加指定し、文京区指定文化財「徳川家宣胞衣塚」の名称を「徳川家宣胞衣塚 付 胞衣塚碑」とする。



胞衣塚碑



文京区指定文化財「徳川家宣胞衣塚」現状

3 文京区指定文化財に未指定文化財を追加指定し、員数を変更することについて

3-1 追加先の指定文化財

- | | |
|---------|--------------------------|
| (1) 名 称 | 富士講関係資料 |
| (2) 員 数 | 21 点 |
| (3) 指定日 | 平成 18 年 11 月 1 日 |
| (4) 区 分 | 有形民俗文化財 |
| (5) 所有者 | 文京区・護国寺・富士神社 |
| (6) 所在地 | 本郷四丁目 9 番 29 号 文京ふるさと歴史館 |
| (7) 概 要 | 【別紙 3・4】 |

3-2 追加指定候補の未指定文化財

- | | |
|---------|---|
| (1) 資料名 | 掛軸「富士山彌陀三尊二猿」 |
| (2) 員 数 | 1 幅 |
| (3) 所有者 | 富士神社（本駒込五丁目 7 番 20 号） |
| (4) 所在地 | 本郷四丁目 9 番 29 号 文京ふるさと歴史館 |
| (5) 概 要 | 【大 き さ】縦 99.0 cm 横 33.1 cm
(本紙 縦 43.3 cm 横 22.0 cm)
【品 質】紙本木版
【形 態】軸装
【保存状態】過去に修復等の記録なし
【伝 来】富士神社に伝来し、現在は文京ふるさと歴史館に寄託
【制作年代】近世～近代 |

3-3 諮問の趣旨

本資料は、富士神社から文京区に寄託された富士講に係る資料のうちの一点である。富士神社寄託資料のうち、資料番号 11（掛軸「御身抜」）と資料番号 12（掛軸「富士山小御嶽石尊大権現」）はすでに区指定文化財「富士講関係資料」に指定されている。未指定文化財の本資料は、この二つの資料とあわせて「御三幅」（富士講の祭壇に三点セットで掲げる掛軸）となる。よって、本資料を区指定文化財「富士講関係資料」に追加指定し、員数を 21 点から 22 点とする。

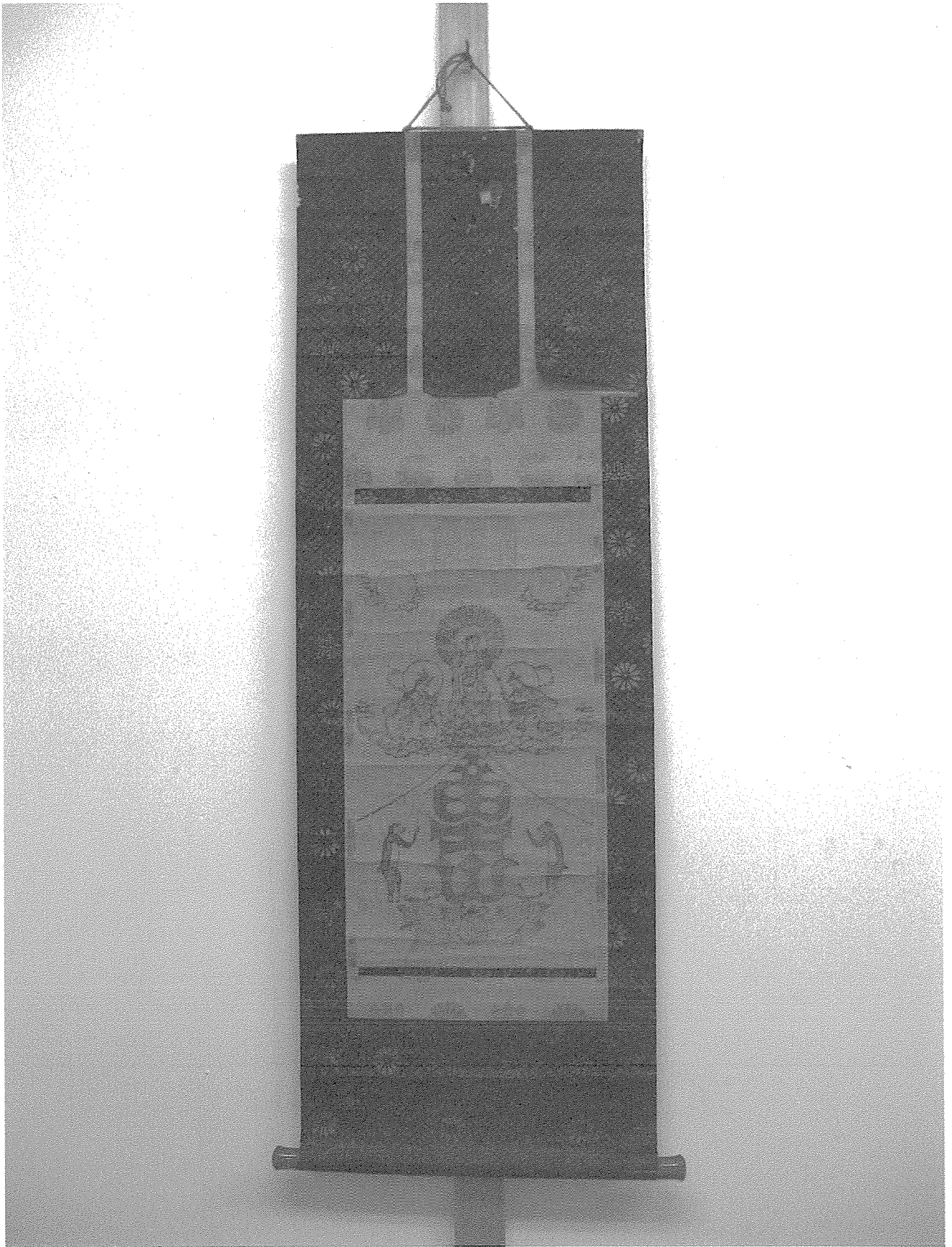


御三幅（富士神社寄託資料のうち）

右：掛軸「富士山彌陀三尊二猿」（未指定文化財）

中央：掛軸「御身披」（区指定文化財「富士講関係資料」21点のうち資料番号11）

左：掛軸「富士山小御嶽石尊大権現」（区指定文化財「富士講関係資料」21点のうち資料番号12）



追加指定候補 富士神社寄託資料（文京ふるさと歴史館保管） 掛軸「富士山彌陀三尊二猿」

十二 徳川家宣胞衣塚

- (一) 指定の種別 区郷土資料
- (二) 所在 文京区根津二―二八―十九
- (三) 沿革 根津神社の西側の小高くなつたところに女稲荷神社があるが、この乙女稲荷神社参道の左手に胞衣塚がある。二三〇センチ平方のコンクリート製の柵の中には十数個ほどの俵大の割り石が雑然と積み重ねられており、かたわらに「六代將軍 徳川家宣 公 胞衣塚」と記した木製の立て札が立てられている。神社関係者に聞く限りでは、現在胞衣塚に関する文書などは残されておらず祭礼等も行なわれてはいない。「江戸名所図会」をみても同所にはいなり、上野尾天神等が記されているばかりである。ただ本殿のかたわらに建てられた「胞衣塚碑」の碑文によつて知るのみである。
- (四) 所見 日本民族が胞衣(胎盤)を丁重に扱い、その処理に心をくだいてきたことは各地の民間伝承をみてもわかる。
- 例えば三重県熊野市の海岸部では、海辺の大石の下に胞衣を納めていたと伝え、佐賀県の小川島では便所の踏み石の下に埋めたという。関東では家の床下や入口の敷居の下に埋めるというような例が多い。また屋敷内の方角をみて埋めるというところもある。
- いつぼう上流の階層においては、胞衣塚を築くことも早くから行なわれていた。鹿児島県肝属郡高山町の神武天皇誕生の伝説を伝えるところでは、イヤヅカ(胞衣塚)があるし、福岡県管崎宮境内には応神天皇の胞衣を箱に納めて埋めて埋めたという管松がある。
- 愛知県の岡崎公園の中には徳川家康の胞衣を埋めたといわれる。また徳川光圀の胞衣塚は生誕地である水戸市柵町の三木仁兵衛の屋敷内に設けられたものであつた。この徳川家の他の胞衣塚に比べて形式が素朴であることなどの点から將軍の胞衣塚ながら一般庶民の民俗の理解を助けるうえで貴重なものといえよう。

胞衣塚碑 碑文 (根津神社)

德川將軍文昭公胞衣塚碑 正二位勲二等松平慶永篆額

城之東北沿不忍池隆然高以長者為躑躅岡其下為千駄木村有神祠曰根津神社往昔茲地為德川將軍文昭公之邸第公以寬文二年壬寅夏四月廿五日生瘞其胞衣于此岡聚石作塚世傳曰胞衣塚以根津神社即為公之土地神寶永二年命有司修治之堂宇宏壯偉麗至今弗隳而胞衣塚幽艸荒蕪人少知之者祝宮西邦維中川稟節有慨於此乃將欲建碑於塚上以紀公之德而傳諸不朽請文於重章重章謹按公諱家宣幼名虎松甲府侯綱重之子五代將軍常憲公養為子及常憲公薨嗣為將軍寬裕慈仁銳意謀治親決前代滯獄赦罪囚一歲至於八千八百餘人德川氏創業以來恩典之大所未有也嘗憫屢下士貧困其長子齡及十七歲者悉許蔭仕間有增齡中選者老臣白日詐言欺君其罪不輕公曰親之情以子年齡不滿而不與恩例遺憾可知矣笑而不問其居潛邸聘新井君美受學博涉經史尤好通鑿綱目循環聽講者三如大學衍義手自加朱批君美侍講公朝衣竦聽凡千二百有九日如一日其好學蓋如此是以政治清明制度文物之美雖唐宋明主蓋不之過也惜乎治世纒四年享齡五十有一以薨不能盡如其志其善政業行史乘紀之今揭其一二而已矣嗚乎甘棠遺愛猶不忍加之剪伐况胞衣之所瘞寧忍荒蕪不鋤使狐狸虺蛇窟宅哉宜矣二子之有此學也遂書其事於石繫之以辭曰有岡蜿蟻虬龍蟠躑躅被之碧苔皴四月清和公誕辰躑躅初開吐奇芬紅紫爛熳花續粉天鍾嘉瑞生仁人紫河之車載公臻政治寬裕活斯民太宗縱囚奚足論仁宗知軾非比倫我公好文重儒臣四海熙々温於春紫河車瘞花木根公魂來假飾花晨勿剪勿敗勿加斤樹即甘棠花慶雲

辛巳十月 東京 蒲生重章撰

服部和喜書

井龜泉鐫

【本文読み下し】

城の東北、不忍池に沿ひ、隆然として高く、長者を以て躑躅岡と為す。其の下は千駄木村^たなり。神祠有り、根津神社と曰ふ。往昔、茲の地は、徳川將軍文昭公の邸第^た為り。公は寛文二年壬寅夏四月廿五日を以て生る。其の胞衣を此の岡に瘞^きめ、石を聚め塚を作る。世に傳へて胞衣塚と曰ふ。根津神社を以て即ち公の土地神と為す。寶永二年、有司に命じて之を修治す。堂宇宏壯、偉麗^き今に至るも隳^きれず。しかるに、胞衣塚幽艸荒蕪、人之を知る者少し。祝宮西邦維・中川眞節、これを慨^きく有り、乃ち將に碑を塚上に建てて、以て公の徳を紀し、而てこれを不朽に傳へんとし、文を重章に請ふ。重章謹^いんで按ず。公、諱^いは家宣、幼名は虎松、甲府侯綱重の子、五代將軍常憲公養ひて子と為す。常憲公薨^いするに及び、嗣いで將軍^なと為る。寛裕慈仁、銳意謀治、前代の滯獄を親決し、罪囚を赦すこと、一歲に八千八百餘人に至る。徳川氏の創業以來、恩典の大所未だ有らざる也。嘗て麾下の士の貧困を憫み、其の長子齡十七歳に及べば、悉く蔭仕を許し、ひそかに齡を増も、選^あに中つる者有り。老臣白して曰く、「詐冒して君を欺くは、其の罪輕からず」と。公曰く、「親の情、子の年齢満たざるを以て恩を與へざるの例は、遺憾なること知る可きかな」と。笑ひて不問とす。其の潜邸に居るや、新井君美を聘して學を受け、經史を博涉し、尤も通鑑綱目を好む。循環聽講すること三たび。大學衍義の如きは、手自ら朱批を加ふ。君美侍講するや、公は朝衣して竦聽し、凡そ千二百有九日も、一日の如し。其好學蓋し此の如し。是を以て政治は清明、制度文物の美、唐・宋・明主と雖も蓋し之に過ぎざる也。惜しい乎、治世纒^きか四年、享齡五十有一を以て薨^いず。盡くは其の志の如くすること能はず。其の善政美行、史乘、之を紀すも、今其の一、二を掲ぐる而已矣。嗚乎、甘棠の遺愛、猶^な之に加へ剪伐する

に忍びず。況や胞衣の瘞むる所、寧^{いずく}ぞ荒蕪木鋤、狐狸虺蛇をして窟宅とせしむるに忍びん
哉。宜べなるかな、二子の此の擧有る也。遂に其の事を石に書し、之に繫^つぎ以て辞して曰
く、

有岡り蛭蝨たる虬龍の蟠るがごとく、躑躅^{あざみ}これを被^{おほ}ひ碧苔^{あざみ}敷^しをなす。

四月清和は公が誕辰、躑躅初めて開き奇芬を吐く。

紅紫爛熳として花續粉、天鐘嘉瑞仁人を生ず。

紫河の車は公を載せて臻^{いた}り、政治寛裕斯の民を活かす。

太宗の縦囚^{いづく}奚^{いづく}ぞ論するに足らん、仁宗軾^よを知るも比倫に非ず。

我が公文を好み儒臣を重んじ、四海熙々として春より温かし。

紫河の車は花木の根に瘞^きめ、公が魂来りて価を花晨に假る。

剪^なる勿^なれ敗^なる勿^なれ斤を加ふる勿^なれ、樹は即ち甘棠花は慶雲なれば。

3

(漢詩意訳)

岡がまるで虬や龍がわたかまつているように続き、躑躅が岡をおおい、緑の苔は(画法の)敷のような役割を示す。

四月清和の頃は公が誕生された日、躑躅がこの時開きはじめてたえなる香りを放つ。

さまざまな花は咲き乱れて、天の鐘がめでたく鳴り響きなく仁徳ある方がお生まれになつた。

紫河の車(胎盤)は公を載せてこの世に臻り、(公の)政治はひろくゆるやかに民を活かすものであつた。

(その善政は)太宗の縦囚も論するに足らず、(北宋の)仁宗が(蘇)軾という名臣を知つたのも比べものにならぬほど優れていた。

我が公は学問を好み儒臣を重んじ、(ために)四海はやわらぎ楽しんで春よりも温かなものとなつた。

公の紫河車は花木の根本にうずめたが、公の魂が来たつて(自らの)価値を(このすばらしい)春の晨に仮りかのごとくである。

(ツツジの木を)剪つてはならない敗ちてはならない、斤を加えてはならない。(何故なら)樹は甘棠の樹、花は慶雲のようであるから。

平成 18 年 6 月 15 日

「富士講関係資料」について

文京区文化財保護審議会有形文化財部会委員
東京家政学院大学
人文学部日本文化学科助教授 西 海 賢 二

「富士講関係資料」は、護国寺及び富士神社から文京ふるさと歴史館に寄託された富士講に関する資料に加え、区内から同館に寄贈された資料からなる。富士講にゆかりの深い文京区において、全国的にみて他に類をみない質、量を備えた「富士講関係資料」が整えられたことの意義は、特筆されよう。これらの資料のなかから、文京区指定文化財として指定するのに相応しい資料として、21点を選定したものである。

資料番号1から4の大マネキは、他にこれだけ大型のものは見出すことはできないだけでなく、全国的にみても最大級の大マネキである。

掛軸（資料番号6から12）については、富士講の開祖とされている長谷川角行によって創造されたという文字を書いた軸物で、これを富士講中興の祖とされる食行身禄らが富士講の面々に与えたもの一般に御身抜と称されて、講社や講員のシンボルと目されているものである。関東を中心に多くの身禄の「御身抜」が発見されているが、文京区内でも伝身禄の「御身抜」が講社らによって守られてきたものである。とくに身禄没後50年忌や百年忌には多くの御身抜が富士講の人々に与えられた経緯がある。富士神社にあった「御身抜」も文京区内の近世における展開を知る貴重なものである。

資料番号14の拝み箆筒及び祭具類と15の護国寺富士再建帳は、16の天保十三年の記録とも関連性を見出すことができるもので、すでに天保年間に富士講が文京区内にも浸透していたことを確認できるとともに、天保13年に記された講員名簿と富士山の施設を再建するに当たって、どのような人々からの浄財があったのか、かつ講員の拡大がなされていたかをあわせて確認することができるものとして貴重である。

資料番号16の十三講組合印名前控帳は、近世後期に江戸幕府が江戸市中で展開する「富士講」に対して弾圧を加え、天保13年にはこうした講中に対する華美もしくは開帳などに名を借りたさまざまな流行神などが跋扈したことに対して町触れをはじめ、富士の北口登山道にあたる甲州街道や各地の富士導者の合力がましき振る舞いに対して出された願書に応じて作成されたものと思われる。この江戸十三講の年番を勤めていたのが山護講であった。その講元（世話人）が作成したものであり、江戸市中の富士講の提携をみるうえでも貴重である。さらに、富士講の提携にどのような職種の方々が参画したかなども他の史料からも確認されるもので、そうした観点からも貴重なものである。

17から21までの資料は、明治38年から昭和14年までの山護講社の登山人名簿、登山者

の選定、登山者積立金徴収・登山者の日程表などが詳細に書きとめられており、これらの記録は今日の伝承記録ともまだ符合することが可能であり、貴重である。

今後も富士講関係資料については継続して調査を行い、さらに追加指定していく必要があるが、今回指定する21点については文京区の貴重な文化財として保存、活用していただきたいと考える。

文京区指定有形民俗文化財 富士講関係資料

番号	資料名	員数	年代	所有者	備考
1	山護元講大マネキ	1枚		護国寺	木箱入り
2	山護元講大マネキ	1枚		護国寺	木箱入り
3	山丸藤東京惣講社大マネ	1枚		護国寺	
4	丸藤関口講社大マネキ	1枚		文京区	上掛、巻軸、下紐、箱、飾金具、飾金具用金物箱、滑車が付属
5	山護元講社マネキ	1枚		文京区	
6	掛軸「御身抜」	1幅		護国寺	
7	掛軸「木花咲耶姫」	1幅		護国寺	
8	掛軸「御身抜」	1幅		富士神社	伝身禄筆
9	掛軸「御身抜」	1幅		富士神社	伝身禄筆 布袋入り
10	掛軸「御身抜」	1幅		富士神社	伝角行筆 布袋入り
11	掛軸「御身抜」	1幅		富士神社	
12	掛軸「富士山小御嶽石尊大権現」	1幅		富士神社	
13	拝み箆筒及び祭具類	1式		富士神社	祭具類内訳：朱掛け幕、炊き上げ鉢入れ木箱、神鏡、神鏡台、蠟燭立、洒水器、天目台、蓋、榊立、三方、灯明皿、高坏、平高坏、素焼き灯明皿、狛犬、火起道具箱、蓋、火箸、火打石、錘、ケシ炭、硯箱、硯、筆、経机、脚
14	拝み箆筒及び祭具類	1式		文京区	祭具類内訳：三方、瓶子、瓶子飾、花立、香立、火打石、火打金、火口箱、神鏡、神鏡台、神鏡カバー、奉納札
15	護国寺富士山再建帳	1冊	(天保9年～11年)	文京区	
16	十三講組合印名前控帳	1冊	天保13年	文京区	
17	山護登山判取帳	1冊	明治38年8月	文京区	
18	山護講登山帳	1冊	大正12年7月	文京区	紙箱入り
19	山護奉納帳	1冊	昭和10年3月	文京区	
20	山護世話人月掛帳	1冊	昭和13年1月	文京区	
21	山護月掛帳	1冊	昭和14年1月	文京区	